

別表（第3条関係）

日常生活用具の種目及び性能等

区分	種目	単価	対象者	性能等	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
	特殊マット	19,600円	知的障害A2以上、下肢又は体幹機能障害1級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上（常時介護を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上
	体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（常時介護を要する者に限る。）	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	3歳以上
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む。）	91,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
	入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介護を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳以上
	便器	便器 4,450円 手すり付きの場合 5,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢児以上
	T字杖、棒状の杖	3,000円	平衡、下肢、体幹機能障害者等（施設入所者も含む。）	障害者等が容易に使用できるもの	4年	3歳以上

移動、移乗支援用具	60,000円	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介護を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳以上
頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に製作 15,200円 スポンジ、革プラスチックを主材料に製作 36,750円 (レディメイトの場合は80%の範囲内)	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害(てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。施設入所者も含む。)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	
特殊便器	151,200円	上肢障害2級以上、知的障害A2以上	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢児以上
火災警報器	15,500円	身体障害2級以上、知的障害A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	18歳以上
自動消火器	28,700円	身体障害2級以上、知的障害A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	18歳以上
電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上、知的障害A2以上 (視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上

	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	10年	学児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式の腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18歳以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	80,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、医師が必要と認める者	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等及び介護者が容易に使用できるもの	5年	3歳以上
	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18歳以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上

パーソナル コンピュータ	100,000円	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）	障害者等が容易に使用し得るもの（プロテクター、プリンター等を付帯することができる。）	6年	学齢児以上
情報・通信支援用具	150,000円	視覚・上肢機能障害2級以上	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	学齢児以上
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	18歳以上
点字器	10,400円	視覚障害2級以上	点字板	7年	学齢児以上
点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダ	録音再生機 87,550円 再生専用機 36,050円	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I Z Y方式による録音並びに再生できるもの。視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（S Pコードをいう。）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障害児（者）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上

	聴覚障害者 用通信装置 (FAX含む。)	71,000円 F A X 35,000円	聴覚障害児(者)又は 発声・発語に著し い障害を有する者	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字により通信が 可能な機器であり、障害者等が容易 に使用できるもの	5年	学 齡 児 以上。 ただし、 FAXにつ いては、 18歳以 上
	聴覚障害者 用情報受信 装置	88,900円	聴覚障害児(者)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害 者用番組並びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を合成したも のを画面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け緊急信 号を受信するもので、聴覚障害児 (者)が容易に使用し得るもの	6年	学 齡 児 以上
	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円 (気管カニ ューレ付 きとした 場合は 3,100円 増しと する。)	喉頭摘出した音声機 能障害者(施設入 所者も含む。)		5年	
	点字図書	本代の実費相 当分	主に情報の入手を点 字によっている視覚 障害児(者)(施設 入所者も含む。)	点字により作成された図書であっ て、年間6タイトル、又は24巻を 限度とする。		
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ装具	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額11,639円	ストマ造設者(施設 入所者も含む。)	最大6か月単位で支給可能とする。		3歳以 上
	収尿器	紙おむつ 月額12,000円	高度の排便、排尿機 能障害のある全身性 障害児(者)等で、 身体障害者更生相談 所の判定を受け、認 められた者(施設入 所者も含む。)	最大6か月単位で支給可能とする。		3歳以 上
	収尿器	8,500円	高度の排尿機能障害 児(者)(施設入 所者も含む。)			3歳以 上

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">居宅生活動作補助用具</p>	<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>200,000円</p>	<p>下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、給付は、原則1回とする。</p>		<p>学 齡 児 以 上</p>
---	-------------------	-----------------	--	---	--	----------------------

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽（湯沸器含む。）」については、町が必要と認める場合には「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 紙おむつの支給対象者は、3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とするもの
- (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関（育成医療）の判定により紙おむつ等の用具類を必要とするもの
- 5 「対象者」の欄中、同程度の障害とは、障害者手帳を申請するときに添付する診断書（呼吸器機能障害用）により判断する。